

令和7年3月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和7年3月19日 午後2時00分 日光市役所本庁舎会議室

出席農業委員	11名	1番 川村耕一	2番 沼尾綾乃	3番 池田雄一	4番 阿久津一男
		5番 川村光代	6番 渡邊毅	7番 小池毅	8番 手塚幸子
		9番 神山守	10番 佐藤修一	11番 吉原浩之	
欠席農業委員	なし				
出席推進委員	18名	12番 大嶋明男	13番 秋元光藏	14番 北山隆	15番 伏木俊夫
		16番 大島一比古	17番 酒主学	18番 福田重勝	19番 星野由紀夫
		20番 福田正明	21番 佐々木俊久	22番 大貫宣秀	23番 西巻光次
		24番 福田浩一	25番 福田隆夫	26番 大島省吾	27番 村上隆
		28番 富田順子	29番 青木容子		
欠席推進委員	なし				
傍聴人	なし				
事務局	局長 川村賢一郎	係長 吉澤喜代子	副主幹 永吉和彦	副主幹 佐藤達起	
	主査 鶴見英明				
農業公社	局長 常盤紀生				

第1	—	議事録署名人の指名
第2	—	会期の決定
第3	報告第6号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
第4	報告第7号	農地法第18条（通知）について
第5	推薦第1号	日光市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について
第6	議案第19号	農地法第3条の規定による許可申請について
第7	議案第20号	日光農業振興地域整備計画の用途区分変更について
第8	議案第21号	農地法第5条の規定による許可申請について
第9	議案第22号	非農地証明願いについて
第10	議案第23号	農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
第11	議案第24号	令和7年度最適化活動の目標の設定について

局 長	それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。よろしくお願いいたします。
	はじめに、本日の出席委員は、農業委員11名の出席であります。
	農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。
	推進委員におかれましては、18名全員の出席であります。
	なお、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。
小池毅議長	ただ今から、令和7年3月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
議長	本日の議事日程について、事務局長が朗読いたします。
局長	（議事日程を朗読）
議長	日程第1「議事録署名人の指名」を行います。
	議事録署名人については、私、議長において指名したいと思います。
	10番 佐藤修一委員、1番 川村耕一委員を指名いたします。
議長	続いて、日程第2「会期の決定」を行います。
	本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

議	長	(「異議なし」との声あり) ご異議なしと認め、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。 日程第3、報告第6号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
佐藤副主幹		(佐藤副主幹挙手) はい、佐藤副主幹。 総会資料1ページから3ページをお開きください。 報告第6号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。 先月の5条申請案件は10件ございました。うち9件につきまして許可書を交付しております。譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりです。総会審議日は令和7年2月20日。6件につきまして令和7年2月20日付、指令番号は日農1令第5-47号から第5-52号で、残り3件につきましては、令和7年2月27日付。指令番号日農1令第5-53号から第5-55号で許可書を交付しております。なお、残りの1件につきましては、都市計画法の開発許可と許可日を揃えましたので3月に入ってから許可となっております。以上です。
議	長	報告ではございますけれども、ご質問等ございましたらお受けいたします。
議	長	(「なし」との声あり) それでは、次に移ります。 日程第4、報告第7号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
永吉副主幹		(永吉副主幹挙手) はい、永吉副主幹。 報告第7号「農地法第18条(通知)について」ご説明いたします。 総会資料は、4ページから8ページとなります。 本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。 渡人・受人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は資料のとおりです。議案書の件数は10件で、1番から2番が農業委員会、3番から8番が新農業公社、9番・10番が農地中間管理事業の賃貸借の解約となります。 なお、今回の解約案件の、1番から4番、9番、10番について、利用権の設定が予定されております。
議	長	以上ご報告いたします。 報告であります。ご質問等ございましたらお受けいたします。
議	長	(「なし」の声あり) 宜しいですか、無いようですので、次に移ります。 日程第5、推薦第1号「日光市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
吉澤係長		(吉澤係長挙手) はい、吉澤係長。 推薦第1号「日光市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」説明いたします。 総会資料9ページをお開きください。
議	長	本協議会は、本市における農業振興地域整備計画に関し、策定および変更、事業の実施、その他整備計画の目的達成に必要な事項などを調査・審議するために設置されたものです。 本案は、日光市農業委員会の委員から日光市農業振興地域整備促進協議会委員について、委員5名の推薦を求めるものです。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなります。以上です。 それでは、選任につきまして、どのようにするかをお伺いいたします。
(手塚委員挙手)		はい、手塚委員。

手塚委員	指名推薦したいと思います。
議長	川村耕一委員、神山守委員、佐藤修一職代、吉原浩之委員、及び小池毅会長を指名いたします。
議長	ただいま、川村耕一委員、神山守委員、佐藤修一職代、吉原浩之委員、及び私を指名推薦する旨の発言がありました。
議長	全員留任ということになります。
議長	それでは、以上5名を推薦することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	(挙手全員)
議長	挙手全員であります。
議長	よって、日光市農業振興地域整備促進協議会委員については、川村耕一委員、神山守委員、佐藤修一職代、吉原浩之委員、及び私、小池毅を推薦することに決めます。
議長	日程第6、議案第19号「農地法3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
神山委員	今回の現地調査は、鳥獣害対策部会が担当しております。
神山委員	はじめに神山部会長から全体説明をお願いします。
神山委員	(神山委員挙手)
神山委員	はい、神山部会長。
神山委員	皆さんこんにちは。3月の現地調査は鳥獣害対策部会が担当いたしました。3月17日月曜日に2班体制で行ってまいりました。班体制ですが、1班が佐藤副部会長、西巻委員、青木委員が担当いたしました。2班は私、神山、大嶋委員、秋元委員が担当いたしました。
神山委員	案件の内容なのですが、今月は許可申請等が多く、3条が6件、5条が8件、非農地証明が3件と用途区分変更が1件となりました。
神山委員	それでは、担当委員の発表をしますので10ページをお開きください。まず、3条の申請番号1番が佐藤副部会長、2番が神山、3番が大嶋委員、4番が青木委員、5番が青木委員、6番が秋元委員となります。
神山委員	続きまして、12ページの用途区分変更については、神山が行います。続きまして13ページ、5条の1番は西巻委員、2番が私、神山、3番が西巻委員、4番が大嶋委員、5番が取り下げとなりまして、6番が秋元委員、7番が秋元委員、8番も秋元委員、9番が大嶋委員となります。
神山委員	非農地証明の1番が西巻委員、2番が青木委員、3番が大嶋委員、以上です。
神山委員	それでは、これから発表いたしますので、皆様のご審議のほど、よろしくお願いしたいと思います。
議長	それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。
議長	(佐藤委員挙手)
佐藤委員	はい、佐藤委員。
佐藤委員	私は総会資料10ページ、議案第19号の1番を担当いたしました。
佐藤委員	本申請は、日光市湯西川西川地区内において、農業を目的とした3条申請でございます。譲渡人、譲受人、申請地等については資料のとおりです。
佐藤委員	案内図による説明。申請地は湯西川地内、西川地区です。道の駅湯西川から西へ750メートルのところに位置しております。
佐藤委員	公図による説明。登記簿地目は山林、現況は畑です。贈与につきましては、2人ともこの西川地区の生まれということで、姉から弟への贈与というふうなことでございます。
佐藤委員	写真をお願いします。これは山の中の畑でありまして、ここは堆肥置き場になっております。それからもう1枚の写真を出してください。周りは鳥獣害の対策、ネット、あとは電柵、それから下の方もそういった対策はしておりました。姉がかなり高齢ということで、弟がここを利用して野菜等を作ることから、今回の申請に至ったわけで

		ございます。購入後、野菜等の農作物を作るということで、このような対策等がしてありますので、譲り受けるということです。利用権はありません。なお、農地法第3条第2項各法に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	続いて、現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告願います。 (神山委員挙手)
神 山 委 員		はい、神山部会長。
		部会内で検討したところ、何ら問題がなく、許可相当であるとの見解に達しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたしますと思います。
議	長	それでは、鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。 (川村耕委員挙手)
川 村 耕 委 員		はい、川村委員。
		請人の方は鹿沼市なのですが、鹿沼市から通ってここの畑をやる予定なのでしょうか。
議	長	(佐藤委員挙手)
佐 藤 委 員		はい、佐藤委員。
		一応そのように聞いております。先ほども言いましたように、実家が湯西川でありますので、ゆくゆくは実家のほうに入ると聞いております。
議	長	他に何かございますか。よろしいですか。 (「なし」の声あり)
		ないようですので、質疑を終結し採決したいと思います。
		番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。
		よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決します。
議	長	続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。 (神山委員挙手)
神 山 委 員		はい、神山委員。
		それでは説明させていただきます。
		私は総会資料10ページ。議案第19号の2を担当いたしました。
		本申請は、日光市塩野室地区において、売買を目的とした3条申請です。
		申請人、申請地等については資料のとおりです。
		案内図による説明。申請地は町谷地内かたくりの湯から南東へ約1.8キロ離れたところに位置しています。
		公図による説明。申請地は2筆で、共に登記簿地目は畑、現況も畑です。
		譲受人は経営農地を適切に管理し、家族2名で水稻、野菜等を作付けしております。耕作地の購入後は、大豆を作付けする予定であります。利用権はありません。なお、農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたしますと思います。
議	長	それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告願います。 (佐藤委員挙手)
佐 藤 委 員		はい、佐藤副部会長。
		説明があった通り、あとの作付け関係もきちんとしておりますので、何ら問題ないと部会では検討いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	それでは、鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なしの声」あり)
		それでは採決いたします。

		番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。 よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決します。
議	長	続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。 (大嶋明委員挙手)
大 嶋 明 委 員		はい、大嶋委員。 私は総会資料10ページ。議案19号の3番を担当しました。 本申請は、日光市大室地内において、売買を目的とした3条申請です。 譲渡人、譲受人、申請地等については資料のとおりです。 申請地は、県道279号大桑大沢線の大室十文字から北東へ600メートルに位置しています。 登記簿地目は畑、現況も畑です。 譲受人は、農地を適切に管理しており、野菜等を作付けしています。取得する農地は白菜等の作付けを行う計画です。なお、梅の木が何本かあり、キウイを作付けしています。利用権はありません。なお、農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議	長	それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告願います。 (神山委員挙手)
神 山 委 員		はい、神山部会長。 見るからに畑ということであります。一応赤い線になっているところは結構広いのですが、先ほど大嶋委員の言われた通り、作付けもきちんとされる予定です。一応、黒いところが全部売り買いとなったところですので、これから春に向けてどんどん準備が進んでいたという状況ですので、何ら問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いします。
議	長	それでは、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議	長	それでは採決いたします。 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。 よって、番号3番は、原案のとおり許可することに決します。
議	長	続きまして、番号4番、5番は、関連事項でありますので、一括して担当委員の報告を求めます。 (青木委員挙手)
青 木 委 員		はい、青木委員。 私は総会資料10ページ。議案第19号の4番及び11ページ。議案第19号の5番を担当しました。この2つの議案につきましては、賃借人が同一の申請になりますので、一括して説明いたします。 本申請は、日光市瀬川地内において、貸借を目的とした3条申請です。 賃貸人、賃借人、申請地等は資料のとおりとなっております。 案内図による説明をいたします。 申請地は、日光大谷川公園から東へ約300メートルから1.2キロメートルに位置

		しています。 公図による説明をいたします。申請地は１０ページ。申請番号４につきましては、２筆、登記簿地目は田、現況地目も田となっております。１１ページ申請番号５につきましては、１２筆で、登記簿地目は田、畑、現況地目は田、畑です。 現地調査の写真による説明をいたします。地番〇〇〇－〇現況田となっております。次、〇〇〇－〇現況田です。次、〇〇〇－〇と〇〇〇－〇どちらも現況田となっております。資料１０ページの地番〇〇〇－〇現況ブルーベリーが植えてある田となっております。次、〇〇〇－〇現況田となっております。〇〇〇－〇現況田となっております。〇〇〇は畑で、梅やブルーベリーの果樹が植えてありました。〇〇〇－〇現況田となっております。〇〇〇－〇はハウスが４棟建っており、作付けの準備をしていました。次、〇〇〇現況田となっております。次、〇〇〇現況田となっております。次が〇〇〇－〇は畑でブルーベリー等の果樹が植えてありました。次に、資料１０ページの地番〇〇は現況田となっております。以上が現地調査の写真による説明になります。 賃借人は北海道千歳市に本店を置く資本金１，０００万円の株式会社です。現在、北海道に田１１万平方メートル、畑２１万平方メートルの農地を所有し、水稻、ジャガイモ等を作付けしております。申請地に新たな拠点を設け、水稻、ジャガイモ等を作付けする計画で、農作業の従事者は６名を予定しております。なお、利用権はありません。 農地法第３条第２項各法に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告願います。 （ 神山委員挙手 ）
神 山 委 員		はい、神山部会長。 こちらの業者なのですがけれども、皆様もご存じのとおり、去年、おととしの暮れあたりから、この地域をまとめて借りています。何ら問題もなく、許可相当であるというかたちに部会内ではなりましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたしますと思います。
議	長	それでは、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 （ 北山委員挙手 ）
北 山 委 員		はい、北山委員。 その受入は最近、瀬川あたりで申請がありますが、こちらに事務所とか、どちらか営業所か何か置くのですか。その辺をお聞きたいのですけれども。
議	長	（ 鶴見主査挙手 ） はい、鶴見主査。
鶴 見 主 査		案内図をご覧ください。こちらは以前の〇〇〇という事業者があったところです。ここを作業所・休憩所というようなことで拠点として、従業員６名ほどで従事しており、作業をやっているような状況です。
議	長	他に何かご質問はございますか。 （ 佐々木委員挙手 ）
佐 々 木 委 員		はい、佐々木委員。 現在、畑に植わっているブルーベリー、それからパイプハウスが建っていましたが、それはブルーベリーも抜いてジャガイモ畑にするとか、パイプハウスも撤去して何かするとか、そんな感じですか。それと、もう１点、貸方が隣接の方なのですが、地代というか賃借の単価が、微妙に差があるのですが、これは大丈夫なのですか。本人が了解していれば問題ないとは思いますが、何か理由があるのですか。
議	長	（ 鶴見主査挙手 ） はい、鶴見主査。
鶴 見 主 査		写真で見た通り、まだブルーベリーが残っているのですけれども、昨年もブルーベリーの土地を購入前に賃借しており、そのブルーベリーについては、引き続き作付けといえますか、ブルーベリーを育てるといふかたちということです。ハウスにつきまして

議	長	は、畑のところにありますが、今後、稲作の育苗の準備をしている状況です。地代につきましては、議案の4ページは2筆でして、議案の5は12筆あるものですから、2筆のほうは畑でブルーベリーも植わってしまして、賃貸の単価が若干高いのです。もう一つの5番は12筆なので、2筆と12筆では若干広いところで貸借の単価も安くなったのかなという推測なのですけれども、そんな状況です。
		他に何かご質問はございますか。 (「なし」の声あり) ないようですので、採決したいと思います。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。
議	長	よって、番号4番は、原案のとおり許可することに決します。
議	長	続いて、番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
		挙手全員であります。 よって、番号5番は、原案のとおり許可することに決します。
議	長	続きまして、番号6番について担当委員の報告を求めます。 (秋元委員挙手)
秋 元 委 員		はい、秋元委員。 それでは、総会資料11ページ。議案第19号の6番です。本申請は、日光市沢又地内において、売買を目的とした3条申請です。
		譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりとなっております。 申請地は、今市青少年スポーツセンターから北東へ約1.9キロメートルに位置しております。 申請地は、登記簿地目は畑、現況地目は田です。 譲受人は、経営農地を適切に管理しており、家族3人で水稻、野菜等を作付けております。取得する農地でも水稻の作付けを行う計画です。利用権はありません。
議	長	こちらが現地の写真で、現地は1筆の田となっておりますが、右上側のところの何と言いますか。これが1筆の田なのですけれども、こちらのところはこうなっておりまして、この水田は高低差がこちらからこちらが高く約4メートルの高さのある田となっております。それで、こちらの下の田におきましては、今現在、花木が植わっていた作付けと言いますか、であった状態であります。こちらが上の田のところとなっております。
		なお、農地法第3条第2項の各法に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議	長	それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告願います。 (神山委員挙手)
神 山 委 員		はい、神山部会長。 部会内で検討した結果、これは1段と2段に分かれているのですけれども、何ら問題はなく、許可相当ではあるという見解に達しました。
		皆さんのご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議	長	それでは、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (手塚委員挙手)
手 塚 委 員		はい、手塚委員。 水はこここのところに入る場所があるのですか。水源はどこからですか。
		(鶴見主査挙手)

事務局 長	はい、鶴見主査。 ここは、段差がちょっと高く、この南側に根室のスポーツセンターから嘉多蔵に抜ける田があるのですけれども、そこに水路がありまして、そこからモーターで上げているようです。
議 長	他に何かご質問はありませんか。よろしいですか。 (「なし」 の声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員であります。 よって、番号6番は、原案のとおり許可することに決します。
議 長	日程第7、議案第20号「日光農業振興地域整備計画の用途区分変更について」を議題とし、番号1番について、担当委員の報告を求めます (神山委員挙手)
神 山 委 員	はい、神山委員。 総会資料12ページをお開きください。私は、議案第20号の1を担当しました。申出人、申請地等は資料のとおりです。 本申請は、塩野室地内において、農作業所を目的とした農業振興地域整備計画の用途区分変更による申請です。 申請地は、日光市リサイクルセンターから南東へ約2.8キロ離れたところに位置しております。 登記簿地目は畑、現況も畑です。周囲は東側が宅地、西側も宅地、南側が道路、北側は宅地です。 申出人は、農産物の生産加工販売を主な目的として昨年設立された法人で、現在水稻約40ヘクタールを耕作しております。現在、代表者の自宅敷地内に農業用の納屋が1棟ありますが、事業規模から作業スペースが不足しており、新たな農作業所を建設するための今回の申請に至りました。なお、土地所有者と代表者は親子関係となります。用途区分変更後は、農地法第5条の農地転用を申請する予定であります。 土地利用計画図ですけれども、敷地内に建築面積約600平方メートルの農作業所、農業の機械の駐車スペースと、大型車の転回スペースを設置する計画であります。なお、敷地にはすでに農業用倉庫が無許可で建てられておりました。こちらです。あまりにも機械自体が大きいので、この面積でもトラクターが2台とコンバインが1台、すでに入っていました。そういうことから始末書が送付されております。給排水はありません。雨水は、敷地内自然浸透となります。 以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。 写真は、これが自宅になっております。こちらはトンパックが置いてあるところです。こちらが無許可で建てられてしまった小屋になります。実際の建物は手前のところです。このスペースのところに小屋並びに、こちらが転回スペースというかたちで、大型車が入れるようなスペースを取りたいというものであります。以上です。よろしく願いいたします。
議 長	それでは、現地調査後の検討・協議の結果を部会から報告願います。 (佐藤委員挙手)
佐 藤 委 員	はい、佐藤副部会長。 今、神山部会長から説明があった通りですが、無許可で倉庫を建てたということがありまして、今話があったように始末書を付けました。そういうことで、他には問題がないと思われまので、部会としては許可相当としました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長	担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けしたいと思います。ございますか。 (阿久津委員挙手)
阿久津委員	はい、阿久津委員。 現況なのですから、周りより1段下がっているのですけれども、今の状態で盛土も何もしないで、駐車場とか建物を建てるということではよろしいのですか。
議 長	(佐藤副主幹挙手)
佐藤副主幹	はい、佐藤副主幹。 土地利用計画図をご覧ください。今回の場所ですが、右側に自宅への進入路がありまして、そちらからの出入りとなります。元々、こちらの農地には、そちらから出入りをするということです。そのため、同様の利用形態になってくるかと思えます。必要に応じて、多少、砂利を入れ、足場を安定させる作業を行うかというお話がありましたけれども、今のところ特に盛土で高くするといった、レベルを合わせるということは考えてはいないということでした。
議 長	よろしいですか。 (大島一委員挙手)
大島一委員	はい、大島委員。 周りが先ほどの説明だと宅地になっているので、問題はないと思うのですが、一つ疑問に思ったのは、この地区は農振地区ですから農地の中でも最重要で残すべき農地ということはご存じだと思うのですが。これは農政課の管轄になると思うのですが、除外するしないで、先ほどこちらから推薦で日光市の農業振興地域整備促進協議会委員ということで推薦されるようですが、こういうところに関わっていて、農政課とかで農振地区にこういったものが残っているというのは、過去には見直しというか、そういう案としては出なかったのでしょうか。重要な地区だと思うのです。我々の担当の地区で線引きされていますが、結構な面積だし、農振地区で今更どうのこうのではないのですけれども、過去にこういった農振地区でこういったものが取り残されているか、除外しないで残っているというのは結構あるのですか。そういった審査の体制があるので、先ほどの見直し促進協議会とか、そういうものがあるわけですから。この地区は広大な土地で、そういうところでは問題にならないのですか。今、答えが出なければ結構です。
議 長	(佐藤副主幹挙手)
佐藤副主幹	はい、佐藤副主幹。 農振地域の取り扱いに関しましては、直接の管轄ではないので、こちらではご回答できることは限られてきますけれども、今回の場所に関しまして、既存のできてしまっている倉庫に関しましては、過去の航空写真等を見ますと、この数年間の間に作られてしまったという経過のようです。ですので、今の農振計画が作られた際には確認はなかったのではないかなと思うのですが、その詳細についてはわかりかねるところです。
大島一委員	先ほど言った住宅というか宅地になっているので、認めて用途の変更なので、先ほど言ったように問題はないと思うのですが、農振地区の継承というか見直しとかというそういったものが疑問だったものですから。
佐藤副主幹	今回のケースですと、農地から農業用施設への変更ですので、あくまで農用地の中での変更となります。
大島一委員	わかっています。見方として農振地区というのは、何度か見直しとかってというのはあったので、そこからこういうのが黙認というか、されちゃうのかなと思ったので、質問させてもらったのですが。この件については何の問題もない。周りが住宅だということで許可しか出ないのかなと個人的に思いました。以上です。けっこうです。
議 長	よろしいですか。他に何かご質問はございますか。 (「なし」の声あり)
	それでは採決に移ります。番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議	長	(挙手全員) 挙手全員であります。 よって、番号 1 番は、原案のとおり変更妥当することに決します。
議	長	続いて、日程第 8 議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とし、番号 1 番の担当委員の報告を求めます。 (西巻委員挙手)
西 巻 委 員		はい、西巻委員。 私は、総会資料 1 3 ページ。議案第 2 1 号の 1 番を担当いたしました。 本申請は、日光市今市地内において、店舗を目的とした賃貸借の案件です。 申請人、および申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は今市地内、東武下今市駅から東へ約 7 3 0 メートルに位置しているところでございます。 公図による説明。登記簿地目は 4 筆全て田で、現況は田です。周囲の状況は、東側は宅地、道路、西側は宅地、店舗、南側は青地、宅地、店舗、北側は道路です。こちらが北です。西が店舗です。南は店舗と駐車場です。東は宅地です。北は道路です。 土地利用図による説明に入ります。現地には代理人の測量士が立ち合いました。申請地を店舗に利用する計画で杭打ちがしてあります。給排水は、公共下水道を利用します。雨水は、敷地内浸透処理柵を設置し、浸透処理いたします。これは都市計画利用地図によったものでございます。 土地利用図の説明に入ります。南側に青地という話が出たのですが、一番大きいところで 2 メートル弱幅です。青地については、財務局と青地の法下 3 0 センチを空けて建設することで協議してあります。店舗は 1 棟です。ここには 4 筆は全て田なのですが、この田の現況を見ますと、それぞれの田の高低差が 1 0 数センチあります。どちらかというと西側のほうがやや低いようです。 敷地は段差を付けません。駐車場は若干の傾斜をつけ、東側の雨水浸透槽に雨水を流入させます。浸透槽は 1 3 立方メートルあるため、その分の土を利用して全体を均します。 北側の三角の部分は下に水路が通っているため、コンクリートを薄く貼り、さらにその上にフェンスを張るということでございます。 北側の道路からの入口は 1 か所です。入口はチェーンか何かをするそうです。入口以外は建物裏と横を除いてフェンスを張ります。 そのようなことで周りに与える影響はございません。現地の写真をご覧ください。 以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告願います。 (神山委員挙手)
神 山 委 員		はい、神山部会長。 部会内で検討したところ、農地から店舗への変更ということですので、周りに及ぼす影響もありません。先ほど委員から説明があったとおり、図面もかなり細かく書かれている内容でありましたので、何ら問題はなく許可相当であるとなりましたので、皆様のご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。
議	長	それでは、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議	長	それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。

議	長	よって、番号１番は原案のとおり許可することに決します。
神 山 委 員	長	続きまして、番号２番について担当委員の報告を求めます。 （ 神山委員挙手 ） はい、神山委員。 総会資料１３ページをお開きください。 私は、議案第２１号の２番を担当いたしました。 譲渡人と受け人、申請地等は資料のとおりです。 申請目的は、本申請は七里地内において、賃貸借により採草放牧地を目的とした５条申請となります。 案内図。申請地は日光宇都宮道路日光インターチェンジから南東へ約１．２キロのところに位置しています。 農地区分は、第２種農地であり、農振農用地には該当いたしません。 公図。登記簿地目は畑、現況も畑です。周囲の状況ですが、一番大きなところの〇〇〇—〇は東側が道路、西側が山林、南側が宅地、北側が道路となっております。 続きまして、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇—〇は、細長くＶの字になっている３筆なのですが、これは東側が山林、西側も山林、南側が道路、北側が道路。くの字になっていますけれども、こちらに高速道路が通っています。 土地利用図。請人は自身が所有する馬を飼育できる場所を探しておりました。北海道、長野といった候補地の中から、この日光市を選定いたしました。今回、地権者の同意が得られたことから申請に至ったものであります。なお、馬の飼育場所は、農地法上は草牧・放牧地となり、農地と同様に取り扱われるものです。農地から採草放牧地への変更は、農地転用として許可対象となります。余談ですが、馬は現在、〇〇に頼んでおりまして、飼育を委託しております。昨年秋には東照宮の例大祭にも参加したことがあるとの事でありました。 申請地に簡易的な屋根付きのヤード。運動用のスペース。退避場と物品の保管場所を設ける計画であります。なお、これらは全てすぐに撤去が可能な構造の物であり、建築物には該当しないものとして、市の建築住宅課とは協議を行っております。給排水はありません。雨水は敷地内自然浸透となります。周囲には電気柵を設置いたします。この点線で囲われているところです。この場所柄、鹿・サル・イノシシ関係の鳥獣害の被害が結構多発している土地なので、こちらの電気柵を設置するというようなかたちになっております。総事業費は約３００万円。これは自己資金により賄い、金融機関の預金残高がわかる書類が添付されておりました。 写真による説明。こちらが先ほどありました運動スペースとここに屋根付きのヤードが設けられる予定になっております。こちらが先ほどＶの字になっているのですが、こちらが３筆、１筆、２筆とここにＶ字で３筆になっております。こちらは牧草を、これからロータリーでかき回すのだと思うのですが、ロータリーを入れてきちんとした牧草を育てるということになっております。 以上のことから、問題はないと判断となりましたので、皆様のご協議のほど、よろしくお願いしたいと思います。
議	長	それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告願います。 （ 佐藤委員挙手 ）
佐 藤 委 員	長	はい、佐藤副部長。 今、神山部会長から細かく説明がありました通りですが、農地としては採草放牧地という扱い。また、建物等については、建築許可はいらないということで、簡易的なものという確認はしておりますので、何の問題もないというふうに思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	それでは、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

		(佐々木委員挙手)
		はい、佐々木委員。
佐々木委員		知識不足で申し訳ないのですが、採草放牧地だけであっても転用許可は必要なのですか。
議長		(佐藤副主幹挙手)
		はい、佐藤副主幹。
佐藤副主幹		採草放牧地にする場合にも、転用許可は必要だということであります。当初、こちらにつきましては、3条所有権移転ということでお話があったのですが、こういった事例は非常に珍しいので、県などに確認を行いましたところ、農地法では農地と採草放牧地のどちらも農地等と定められておりますが、この間の転用に関しましても許可の対象だということを確認しまして、今回5条というかたちで申請をお願いしたところで
議長		す。
	長	よろしいですか。他に何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。
		(「なし」の声あり)
		それでは採決いたします。
		番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議長		(挙手全員)
	長	挙手全員であります。
		よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決めます。
議長		長
		続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。
		(西巻委員挙手)
		はい、西巻委員。
西巻委員		私は、総会資料13ページ、議案第21号の3番を担当しました。
		本申請は、日光市鬼怒川温泉大原地内において、太陽光発電設備を目的として転用する案件です。
		申請人及び申請地等は資料のとおりです。
		案内図による説明。申請地は鬼怒川温泉大原地内、東武鬼怒川温泉駅から東へ約250メートルに位置しております。
		公図の説明。登記簿地目は田。現況は田です。周囲の状況は、東側は水路、西側は道路、南側は道路、北側は田です。農地がこれです。これが北側です。こちらが用水路です。田、こちらが道路です。
		土地利用図による説明。現地には譲受人の代理人が立ち合いました。申請地太陽光発電設備に利用する計画で、仮杭打ちがしてありました。給排水はなし。雨水は敷地内浸透処理とします。これが発電の設備です。道路がこう来てます。こっちが南道路です。こちらが北です。こちらが東です。この空いているところについては、機材の置き場ということになります。出入りは、西側ということでございます。周りについては、打ち込みのフェンスで確認しております。草刈りをし、管理はしますということでございます。売電はキロあたり11円ということであります。パネルが180枚ここにつくるそうです。それに従って周りに影響するものはないということでございます。
		以上のことから、周りに及ぼす影響はないと思われま
議長		す。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	長	それでは現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告願います。
		(神山委員挙手)
		はい、神山部会長。
神山委員		こちらは太陽光発電の施設です。先ほど、説明にもあった通り、周りをフェンスで囲まして、若干、今のパネルの右側、こちらが空いているかと思いますが、こちらは資材置き場に利用するという
		ことで伺っております。それに対して何ら問題はないと思

西 巻 委 員	ますので、皆さんのご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。
議 長	写真をお願いします。写真のとおり先ほど出入りするところがここでございます。こちらが道路でございます。こちらも道路です。こちらは田んぼです。こちらは用水路があります。以上でございます。
大 島 昭 委 員	それでは、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (大島昭委員挙手) はい、大島委員。
議 長	今までも出てきたことなのですけれども、詳しくお聞きします。この1番・2番・3番の備考欄に、常設審議委員意見聴取案件とありますが、今更なのですが、どういう組織で誰がやっているのですか。
佐 藤 副 主 幹	(佐藤副主幹挙手) はい、佐藤副主幹。
議 長	委員の方向けの研修会の資料、農転関係のところにも記載はさせていただいているのですけれども、3000平方メートルを超える農地転用につきましては、栃木県農業会議で開催されます常設審議委員会に意見を伺いまして、問題ないと回答いただきましたら、許可が出せるという流れになっております。対象となるかどうかは面積によります。
川 村 耕 委 員	他に何かご質問はございますか。 (川村耕委員挙手)
議 長	はい、川村委員。
佐 藤 副 主 幹	この受人の会社は、日光市ではどこか他にも太陽光をやっているのでしょうか。 (佐藤副主幹挙手)
議 長	はい、佐藤副主幹。
川 村 耕 委 員	日光市内においては実績がないのですが、県内ではすでに何か所か実施しているというところで伺っております。 (川村耕委員挙手)
議 長	はい、川村委員。
佐 藤 副 主 幹	資材置き場を作るという部分がありますが、それは今後そこへ資材を置いて、また太陽光を作る予定があるということなののでしょうか。 (佐藤副主幹挙手)
議 長	はい、佐藤副主幹。
大 嶋 明 委 員	今回1筆全体を転用することになったのは地権者の要望もあったようです。事業者としては、県内で整備するほかの太陽光の資材を置ける場所も必要であるため、一旦置き場として確保する考えのようです。現在、具体的な計画がある訳ではないとのことですが、今後の実績によりこの場所も拡張したいというお話は伺っております。
議 長	よろしいですか。他に何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。 (「なし」の声あり) それでは、採決したいと思います。
議 長	番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。
議 長	よって、番号3番は、原案のとおり許可することに決します。
大 嶋 明 委 員	続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。 (大嶋明委員挙手) はい、大嶋委員。
大 嶋 明 委 員	私は、総会資料14ページ、議案第21号の4番を担当いたしました。譲受人、譲渡人および申請地等は資料のとおりです。

		本申請は、大室地内において、売買によりパーク堆肥置き場を目的とした5条申請です。大室ダムから北に約900メートルに位置しています。農地区分は第2種農地であり、農振農用地には該当しません。 登記簿地目は畑、現況も畑です。周囲の状況、東側は畑、南側は道路、西側は宅地、北側は山林になっています。 申請理由については、受け人は隣接地において、自身の経営する会社のパーク堆肥製造を行っており、今回は事業拡大のための申請に至りました。 申請地にパーク3メートル程積み上げ200トンを保管する計画です。ちなみに、パークが崩落等により流出することがないように、敷地境からは離して設置する予定です。給排水はなし。雨水は敷地内自然浸透です。資金計画が添付されており、総事業費50万円。自己資金により賄い、金融機関の残高証明が添付されております。 以上のことから、周りに及ぼす影響がないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議	長	現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告願います。 (神山委員挙手)
神 山 委 員		はい、神山部会長。 こちら今、左側にパーク堆肥の原料となる根っことかいろいろあるかと思いますが、そこがかなり手狭になったということで、現在の申請となったわけでありまして。周りに及ぼす影響もないという部会の見解でありますので、何ら問題なしということですので、皆様のご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。
議	長	ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (池田委員挙手)
池 田 委 員		はい、池田委員。 売買価格は500万円になっているのですけれども。
議	長	(佐藤委員挙手)
佐 藤 委 員		はい、佐藤副部会長。 こちらは記載の誤りになります。50万円です。
議	長	他に何かご質問ございますか。 (川村耕委員挙手)
川 村 耕 委 員		はい、川村委員。 今は伐採木が積んであると思うのですけれども、大雨の時に今までに影響があったとかそういうのはなかったのでしょうか。
議	長	(佐藤副主幹挙手)
佐 藤 副 主 幹		はい、佐藤副主幹。 これまでそういったのがあったかどうかの確認はできないのですけれども。今回にしましては、先ほど委員からもご説明がありましたように、敷地の境界ギリギリまでの配置ではなく、内側の中に少し距離を置いて収めるということで、仮に崩れた場合にも周囲に影響がないようにとおっしゃっていましたので、そういう問題というのは確実では言えませんが、対策はしていっています。
議	長	よろしいでしょうか。 (渡邊委員挙手)
渡 邊 委 員		はい、渡邊委員。 特別付け加えることでもないのだと思うのですけれども、前回の委員会のところでも意見させてもらったのですけれども、やはり野積みですから、しっかり気を付けてくださいというところは言ってもらわないといけないと思いますので、質疑でなくて意見になってしまっていますけれども、よろしくお願いします。
議	長	(神山委員挙手)

		はい、神山部会長。
神 山 委 員		実際の作業をしている社長さんみたいな方が来られていて、必ず周りを数メートルは必ず空けると。写真をご覧ください。高さに関しても、右奥に電信柱が1本立っているかと思いますが、以前そこにモーターがあって、そこから地下水をポンプ上げていたらしいのですけれども。そこに行っている電線3本が今、左のところ隠れてしまっていますが、支線があるかと思いますが。そこから行っているのです。そうすると、ユンボで上げて引っかけて駄目だということで、それ以上は高くしないようなことで管理しますという形でやっていましたので、その辺はきちんとやってくれてということで、念は押してあります。ありがとうございます。
議 長		よろしいですか。他に何かご質問ございますか。 (福田隆委員挙手)
福 田 隆 委 員		はい、福田委員。 3条申請で10ページの3番と隣接地ですか。影響はないですか。買主は同じみたいですけれども。
議 長		(神山委員挙手)
神 山 委 員		はい、神山委員。 確かに10ページの3条の3ですが、それに隣接している土地であります。両方の土地の所有者が来まして、一応その立会いの下、崩れるとか野積みに関しても気を付けてくれという話はしましたので、下の右側の〇〇〇番、こちらのほうが1段下がっているのです。確かに。それなので、特にこちらの坂に関してはある程度距離を置いて、崩れないようにということで当人のほうにも言ってあります。そちらの〇〇〇番地の土地の方も、それを聞いていましたので、その辺は大丈夫かと思えます。
議 長		大室の大島一比古委員、請人、渡人の関係性をご存じですか。いいですか。
大 島 一 委 員		前にも針貝の県道大沢大桑線のところで、許可出ていると思いますが、湿地帯で、針貝と大室の堺のところの方が、やはり売買関係で同じような、これはパークですけれども、違うものを埋め立てしてやっている方で、今の法律というのでは環境保全課が直接なのでしょうけれども、民家が左手の奥には若干3・4戸くらい個人のうちがあるのですが、今の結論としては売主の地主さんは3条で、現況農地で、キャベツとかの葉物を栽培するのですが、今の現地調査では承諾をいれるということで、立会したということで個人的にはあまりいいかなということで、こういうような意見もあります。
議 長		苦情は出さなさそうな関係なのだと思うのですが。他に何かご質問ございますか。 (「なし」の声あり) それでは、採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長		挙手全員であります。 よって、番号4番は、原案のとおり許可することに決めます。
		続きまして、番号5番について事務局の説明を求めます。 (佐藤副主幹挙手)
佐 藤 副 主 幹		はい、佐藤副主幹。 総会資料は14ページ、議案第21号の5番につきましては申請取り下げの申し出がございましたので、今回の議案から除かせていただきます。以上です。
議 長		それでは、番号6番について担当委員の報告を求めます。 (秋元委員挙手) はい、秋元委員。

秋 元 委 員

私は、総会資料は14ページの議案第21号の6番となります。

譲渡人、譲受人の申請地等は資料のとおりです。

申請目的。本申請は、今市地内において、使用貸借により一般住宅を目的とした5条申請です。

案内図による説明。申請地は今市小学校から南へ約20メートルに位置しています。農地区分は第3種農地であり、農振農用地には該当しません。

公図による説明。登記簿地目は田、現況は畑。畑なのですけれども、既に施工済みとなっております。周囲は、東側は水路、西側は宅地、南側は宅地、北側は宅地となっております。

土地利用図による説明。申請理由として請人は現在、佐野市に家族と暮らしていますが、子の独立が間近になったこともあり、妻の実家にある日光市今市に転居したいと考えました。養父の所有する〇〇〇号—〇と〇〇〇号—〇の2筆に住宅を建築し、申請時については農地であったため、当初は使用する予定ではありませんでしたが、宅地の形状が不整形で使い勝手が悪いことから、申請地を一体で利用したいと考え、今回の申請に至りました。

土地利用計画。申請地にはすでに建築面積115.67平方メートルの木造平屋建ての住宅が建築されており、申請地は主に駐車スペースとして利用する計画です。なお、現地は住宅建築の際に砂利を入れてしまったとのことであったため、始末書の添付がされています。給排水は、上水は公共水道。汚水は公共下水道。雨水は敷地内自然浸透。資金計画。総事業費2500万円は融資により賄い、金融機関の融資証明書が添付されています。写真による説明。こちらが申請されている田でありますね。こちらの手前側に平屋住宅がありまして、ここに水路となっております。ちょっと遠いですが、こちらが道路となっております。以上です。

議 長

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、部会より報告をお願いします。

(神山委員挙手)

はい、神山部会長。

神 山 委 員

部会といたしましては、施工して砂利等があったということですので、始末書が添付されているということですので、何ら問題がないというような結論になりましたので、皆様のご審議のほどをよろしくお願いしたいと思います。

議 長

それでは、担当部会以外の皆様方のご意見ご質問等お受けいたします。

(吉原委員挙手)

はい、吉原委員

吉 原 委 員

すみません。ちょっとこの写真上から、今回申請があった場所の形状がわからないのですが、先程、砂利を盛ってしまったというのはこの写真上では、左側に道路に見える所が、砂利が敷いてあるということなんですかね。ちょっと説明願えれば。

秋 元 委 員

こちら側が申請された場所に、もうこの状態で砂利が敷かれていて、進入路恐らくこれが進入路になっていると思われます。ここが幾分法面になっているのですかね。ちょっと先のほうが。こんな感じ何で、当然舗装にしてないですから、砂利を入れた状態の現状だと思われます。

吉 原 委 員

わかりました。もう1点は、〇〇〇番地が3つに分筆されていて、たまたまこの〇〇—〇だけが農転されてなかったという認識で宜しいですかね。他は、全て農転されていて。

秋 元 委 員

はい、そうです。

吉 原 委 員

分かりました。ありがとうございます。

議 長

他に何かご質問ございますか。宜しいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、採決いたします。

番号6番について、原案のとおり、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま

議	長	す。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって番号6番は、原案のとおり許可することに決します。 ここで、休憩を入れたいと思います。3時50分から再開したいと思います。 15:40 休憩 15:50 再開
議	長	それでは再開いたします。 15ページ番号6番について担当委員の報告を求めます。 (秋元委員挙手)
秋 元 委 員		はい、秋元委員。 私の総会資料は15ページに、議案第21号の7番となります。 譲り渡し人、譲受人及び申請地等は資料の通りです。 申請目的、本申請は、平ヶ崎地内において賃貸借人より宅地への進入路目的とした5条申請です。 案内図による説明。申請地は、日光市宇都宮道路今市インターから南東へ約750メートルに位置しています。農地区分は、第3種農地であり、農振農用地には該当しません。 公図をお願いします。登記簿地目は畑、現況は畑です。周囲の状況は、東側は畑、西側は宅地、南側は宅地、北側は畑です。 土地利用図。申請理由。譲受人の住宅は、現在、自身の運営する〇〇の進入路から出入りをしています。今回、隣接〇〇の駐車場を拡張するにあたり、都市計画法の開発許可を取るようになりました。それに伴い、住宅を〇〇とは別体として取り扱うため、別に進入路を設ける必要が生じたため、今回の申請に至りました。 土地利用計画。北側にある指定道路に接道するよう砂利敷の進入路側から進入路を作りたいという計画です。給排水はなし。雨水は、敷地内自然浸透、資金計画総事業費30万円は、自己資金により賄い金融機関の残高、証明は添付されております。現地の写真をお願いします。 こちらが先ほどのありました道路からこちらを申請しまして、通路と言いますか、それを今現在のところを上げて、向こう側の入り口と言いますか、こちらで傾斜つけて進入路つくるという計画であるそうです。以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われ、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	それでは、現地調査後の検討協議の結果について、部会報告をお願いいたします。 (神山委員挙手)
神 山 委 員		はい、神山部会長。 こちら、見るからに、正面の所の出入り口ということですので、周りに及ぼす影響ありません。何ら問題もないということで、部会としては、相当という形に達しました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	続いて、担当者部会の以外の方の皆様方のご意見ご質問等お受けいたします。 (「なし」の声あり) はい、それでは、採決いたします。番号7番について原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議	長	(全員挙手) 挙手全員であります。 よって7番は、原案のとおり許可することに決します。

議長
秋元委員

続きまして、番号８番について担当委員の報告をお願いします。

総会資料は、１５ページの議案第２１号の８番となります。譲渡し人、譲受人及び申請地等は資料の通りであります。申請目的、本申請は、平ヶ崎地内において賃貸借により、駐車場を目的とした５条申請です。申請地は、日光市宇都宮道路今市インターチェンジから南東へ約７５０メートルに位置しています。農地区分は第３種農地であり、農振農用地には該当しません。

公図をお願いします。登記簿地目は畑、現況は畑です。周囲は畑、西側は道路、南側は宅地、北側は畑です。

土地利用図をお願いします。こちら側が〇〇側で、こちらの赤で括ってあるところが申請地になっている所の土地となります。申請理由としまして、受け人の申請地の隣接で、〇〇を運営していますが、現在職員及び〇〇利用者の駐車場が不足している状態であること。緊急時の避難経路が、登り坂で、避難困難が予想されることから、避難経路を含む駐車場を増設するために申請となりました。

土地利用図で、１３台分の駐車場を整備するとともに、北側の位置指定道路より出入り口を設け、緊急時の避難経路を計画しております。給排水路はなし。雨水は浸透槽を設置し都市計画法の基準に基づいております。周囲には、フェンスを設置する予定であります。資金計画総事業費４００万円は自己資金により賄い金融機関の残高証明書が添付されております。

写真です。こちらが、申請地になっております。道路の北側が避難道路の方向となりまして、雨水等があふれた場合に、ここの避難道路を使いまして、車両が出入りするという事です。

以上です。

議長

それでは、現地調査後の検討協議の結果を部会より報告してもらいます。

（ 神山委員挙手 ）

神山委員

はい、神山部会長。

先ほど、秋元委員からも説明された通り駐車場として使うということです。かなり手狭になったということで駐車場を広げるということです。先程も〇〇の避難誘導路ということであったと思いますが、駐車場の出入り口は、図面の下側の水槽の隣ですね。避難経路として一番上のところに柵ということだったんですけど、移動式の柵を設けて、そちらから〇〇利用者の避難をさせるということです。先程、写真の所にありました通り、ちょっと小高い斜面になっているので、右側の所にブロックを積んで、その上にフェンスにして並ぶ、退避する。という運びでしたので、問題なく許可相当ということだと思いますので皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議長

それでは、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

（ 川村光委員挙手 ）

川村光委員

はい、川村委員

すみません。備考の欄に開発許可申請手続き中となっているのですが、この駐車場というのは、建物と一体としてこの開発許可ということでよろしいのでしょうか。

議長

（ 佐藤副主幹挙手 ）

佐藤副主幹

はい、佐藤副主幹。

この場所は、既存〇〇の敷地の拡張ということになりますので、既存敷地と一体的に開発許可をとるという流れになります。

議長

（ 阿久津委員挙手 ）

阿久津委員

続いて、阿久津委員。

さっき説明がありましたが、ちょっと小高くなっていますが、乗り入れというか、周りよりちょっと高いので、土砂を搬出して、周りと同じにするというのではなくて、今

神 山 委 員	の現況のまま乗り入れて、整地して駐車場をつくるというふうな形になるのですか。 どちらかという、向かって左側の方が高く、右側のほうが低くなっているというのが現況です。それですので、右側の低いところに上側の高い所の土を多少移動して、整地をして利用するというようなことでありました。
議 長	どうしても、右側の白くなっている部分が畑ですので、やはり、委員が言うように、道路関係が出ないような関係で対応します。というような運びでしたので、よろしくお願いしたいと思います。 よろしいですか。 他に何かご質問ございますか。 (渡邊委員挙手) はい、渡邊委員。
渡 邊 委 員	よく聞いていなかったかもしれませんが、さっきの7番と8番で、渡し人は同じですが、受人が法人と個人ですよ。個人の方で宅地への進入路というのはあくまでも個人の進入路なので個人が借りて、8番は、設備の延長なので会社で借りているという解釈ですか。
神 山 委 員 議 長	はい。 他に何かご質問ございますか。 (「なし」の声あり) では、採決いたします。 原案のとおり番号8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議 長	(全員挙手) 挙手全員であります。 よって番号8番は原案のとおり許可することに決します。
議 長	続きまして、番号9番について担当委員の報告を求めます。 (大嶋明委員挙手)
大 嶋 明 委 員	はい、大嶋委員。 私は総会資料15ページの議案第21号の9番を担当しました。 譲渡し人譲受人及び申請地等は資料の通りです。申請の目的。本申請は、板橋地内において売買による一般住宅を目的とした購入申請です。JR下野大沢駅から南西へ約380メートルに位置しています。農地区分は第2種農地であり農用地に該当しません。 登記簿地目は畑、現況は畑です。周囲の状況。東側は雑種地、西側は宅地、南側は雑種地、北側は道路になっております。 申請理由として、譲受人は現在、妻とアパートに暮らしていますが、今年、第1子が生まれる予定であり手狭でもあることから、申請地を譲り受け、住宅地として使用したく申請に至りました。 申請地に建設面積134、6平方メートルの2世帯住宅を建設する予定です。給排水は、上水は公共水道、汚水は浄化槽で処理に敷地内処理浸透です。雨水は敷地内自然浸透になります。資金計画について。総事業4、200万は融資により賄い、金融機関の融資証明書が添付されています。ここですね。これが道路になっています。 以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	続いて、現地調査後の検討・協議の結果について、部会報告をお願いします。 (神山委員挙手) はい、神山部会長。
神 山 委 員	こちらは一般住宅への転用ですので、部会内で検討した結果、何ら問題なく許可相当ということになりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。
議 長	続いて、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

		(「なし」の声あり) それでは、採決いたします。番号9番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議	長	(挙手全員) はい、挙手全員であります。 よって番号9番は原案のとおり許可することに決します。
議	長	続いて、日程第9、議案第22号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。
西 巻 委 員		私は総会資料16ページ、議案第22号の1番を担当しました。本申請は日光市小佐越地内において、宅地として利用しています。願い出人、願い出地は資料の通りです。 案内図による説明。願い出地は小佐越地内。小佐越駅から東へ650メートルに位置しています。 公図による説明。登記簿地目は畑、現況は宅地です。 現地には所有者が立会い、杭打ちがしてありました。願い出地は昭和45年頃及び昭和57年8月に住居を建築また、昭和45年頃に倉庫及び納屋を建築し、それ以降、宅地にて現在まで利用しております。 土地利用計画による説明です。土地利用図はこれですね。住宅、納屋、住居にこれはあたるのですが、境界はちゃんと確認されております。こちらは道路、南側は田、西は畑、北は宅地となっております。 建物評価証明による説明します。建物評価証明書も添付されており、43年以上宅地として経過しております。写真、こちらが田ですね。こっちが道路、こちらが西側で畑、この裏が宅地になっている。以上のことから証明することに問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会より報告をお願いします。
神 山 委 員		(神山委員挙手) はい、神山部会長。 西巻委員が言われた通り、建物の評価証明書が付いております。40数年経っているということで、部会としても検討した結果、何ら問題はないということです。皆様ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。
議	長	担当部会以外の皆様方にご意見・ご質問をお受けいたします。 (「なし」の声あり) それでは採決いたします。 番号1番について原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議	長	(挙手全員) 挙手全員であります。 よって番号1番は、原案のとおり証明妥当とすることに決します。
議	長	続いて、番号2番について担当委員の報告を求めます。
青 木 委 員		(青木委員挙手) はい、青木委員。 私は総会資料16ページ議案第22号の2番を担当しました。 本申請は日光市高德地内において山林として利用しています。願い出人、願い出地は資料の通りです。 案内図による説明をいたします。願い出地は、東武高德駅から東へ約2.3キロメートルに位置しております。 公図による説明です。願い出地は2筆で、登記地登記簿地目は何れも田。現況は山林

		です。
		土地利用図による説明です。現地には行政書士が立会い、ピンクリボンで境界が示してありました。願い出地は平成10年以前から耕作しておらず、樹木や笹が生育し山林となっています。
		空中写真による説明です。空中写真が添付されており、平成12年には山林であったことが確認できます。このことから、もう25年以上山林として経過しています。
		現地調査による写真の説明です。写真で確認できるように、樹木や笹で覆われています。もう1筆も同じように、樹木や笹で覆われています。付近の状況も東西南北どこも山林原野となっております。以上の事から証明することに問題がないと思われます。ご審議のほど宜しく願いいたします。
議	長	現地調査後の検討協議の結果について、部会報告をお願いいたします。
		(神山委員挙手)
神 山 委 員		はい、神山部会長。
		先ほどの航空写真並びに今回の写真ですね。見るからに結構大木というふうな形で、笹もかなり生えております。年数的にも、かなり経っていると思われますので、何ら問題なく証明妥当という事ですので、皆さんご審議のほどよろしく願いしたいと思います。
議	長	それでは、担当部会以外の皆様方のご意見ご質問をお受けいたします。
		(「なし」の声あり)
		それでは、無いようですので採決に移ります。
		番号2番について、原案のとおり証明妥当だとする事に、賛成の農業委員の挙手を求めます。
議	長	(挙手全員)
		挙手全員であります。
		よって、番号2番は、原案通り証明妥当とすることに決めます。
議	長	続いて、番号3番について担当委員の報告を求めます。
		(星野委員挙手)
星 野 委 員		はい、星野委員。
		私は、総会資料16ページ事案12号の3番を担当しました。
		本申請は日光市矢野口地内において、宅地として利用している案件です。願い出人及び願い出地等は、それぞれ資料の通りです。願い出地は、日光市立小林中学校から、西へ約2.2キロメートルに位置しています。
		願い出地の登記簿地目は田です。現況は宅地です。
		願い出地は、昭和52年に下屋を建築して以来、宅地として利用しています。建物の評価証明書が添付されているとおり47年以上宅地として経過しています。公図でいくと北側になりますね。北側が南側の住宅の入り口になります。こちらにポールが立ってありますけど、こちらが測量してあるところですよ。これから向こうへ杭が打ってあるんですけど、こちらが現況の状態になっています。以上のことから、証明することに問題がないと思われますので、ご審議のほどよろしく願います。
議	長	それでは、現地調査後の検討協議の結果について、部会より報告をお願いいたします。
		(神山委員挙手)
神 山 委 員		はい、神山部会長。
		見るからに、建物が建っていて、もう40数年経っているような状況が目に入るように分かります。それと、建物の評価証明書が付いているという事ですので、部会としては、何ら問題なく許可相当であると判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしく願います。
議	長	それでは、担当部会以外の方のご意見ご質問等をお受けいたします。

		(「なし」の声あり) それでは、採決いたします。番号３番について、原案の通り証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。 よって番号３番は、原案の通り、証明妥当といたします。
議	長	続きまして、日程第１０議案第２３号「農業経営基盤強化促進法第１９条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (永吉副主幹挙手) はい、永吉副主幹。
永吉副主幹		議案第２３号「農業経営基盤強化促進法第１９条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。本議案については、旧法である「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき日光市が作成した、農用地利用集積計画案を提出するために。審議をお願いするものです。また、当該法律は旧法であります。地域計画策定までの経過処置として行うものです。所有権移転と利用後の設定の案件がございます。所有権の案件です。総会資料は１７ページ１８ページとなります。今月の件数は２件で、面積合計は９筆で１１０２８．００平方メートルとなります。譲渡し人、譲受人の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。次に、利用法設定の案件ですが、総会資料は１９ページから２８ページとなります。件数は１３件、面積合計は７６筆で１０４，４１９．６９平方メートルとなります。内訳は全て日光市農業公社扱いの案件、且つ、新規となっております。設定をする者、貸付人、設定を受ける者、借り受人の住所氏名及び土地の表示等は申請の通りとなります。以上の計画の内容は、旧法である「農業経営基盤強化促進法第１８条第３項」の各要件に満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	それでは、質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり) それでは採決いたします。議案第２３号について原案の通り決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。 よって議案第２３号は原案の通り決定することに決します。
議	長	続いて日程第１１議案第２４号「令和７年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (佐藤副主幹挙手) はい、佐藤副主幹。
佐藤副主幹		それでは、議案第２４号「令和７年度最適化活動の目標の設定等について」ご説明いたします。皆様のお手元に、追加で資料の議案第２４号をお配りさせていただいています。ご覧ください。 農業委員会等に関する法律によりまして、農業委員会は農地利用の最適化の推進に係る活動を実施することが義務付けられております。具体的には、担い手への農地集積、集約化、遊休農地の発生防止解消、そして、新規参入の促進活動が該当いたします。こちらの中で、毎年、最適化活動の目標を定め、公表することとされておりまして、今回は、来年度、令和７年度の活動目標につきまして、ご審議をお願いするものです。それでは、追加でお配りしました資料をご覧ください。来年度の目標（案）を策定したものととなります。まず、１番目ですが、農業委員会の現在の体制は、昨年の改選に伴い新た

な体制となりましたので、現在の数値にしてあります。続きまして2番、農家農地等の概要についてですが、経営体数、農業者数につきましては、2020年度のデータをまだ使っておりますので、こちらは昨年度と今年度とは変更はありません。認定農業者等の経営体制につきましては、こちらは農政課から提供されました、最新の数字を用いております。その下段の耕地面積ですが、こちらにつきましても、国に出されております統計の結果から最新のデータがのちに最新のデータの方2修正をしております。裏面をご覧ください。2番の最適化活動の目標についてとなります。1番の(1)農地の集積についてですが、こちらにつきましては管内の農地面積と、これまでの集積面積につきまして、農政課から数字をご提供いただき、最新のものを入れさせていただいております。

その中で、来年度の目標となりますが、集積面積のほうが令和6年度中に約92ヘクタールほど多くなっておりますので、来年度につきましても92ヘクタールを新集積面積の目標値とさせていただければと思います。続きまして、(2)番の遊休農地の解消についてですが、こちら現状の数値、地方遊休農地の緑区分と黄色区分、こちらにつきましては令和6年度、今年度の実績を反映しております。②番の目標についてですが、こちらにつきましては令和3年度の数字を基準として目標の設置、毎年目標として設定しておりますので、こちらAとBに関しては変更はなくなります。

新規発生の遊休農地の解消、こちらにつきましては、令和6年度新規発生を確認された遊休農地の面積のほうを記載させていただいております。

続きまして、3ページ目になります。(3)の新規参入の促進についてですが、①現状及び課題につきまして令和5年度の数字を反映しております。続きまして、②の目標につきましては、ここまでの権利移動面積、こちらのほうの3年間、令和3年4年5年の平均値からこちらへ同意を得たうえで公表する農地の面積ということで、目標値を設定させていただいております。2番ですが、最適化活動の活動目標。こちらにつきましては一人当たりの活動日数を本年度と同じ、一月当たり6日と定めさせていただきました。本年度の現在の状況としましては、大体5.5日という感じになっています。続きまして(2)につきまして、活動強化月間の設定日数ですが、昨年度は3回としておりましたが、そのうちの1つ、6月の集積の担い手会議。こちら計画の関係となりますが、こちらは、来年度はなくなりますので、今回は2回ということで設定をさせていただいております。(3)の新規参入相談会への参加目標は今年度と同じものとなっております。以上です。

議 長

それでは、質問がありましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

それでは採決いたします。

議案第24号について原案の通り決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員であります。

よって議案第24号については原案の通り決定することに決します。

議 長

以上で、本日総会に付議された議案案件の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年3月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後4時38分)